

建設業における年末年始労働災害防止緊急対策実施要綱

－ 労働災害を大幅に減少させる取り組みの実施 －

1 趣旨

福岡県下における労働災害による死傷者数は、平成25年10月末日現在で3,655人となり、昨年同期の3,740人と比べてわずかに2.3%の減少に止まり、第12次労働災害防止計画の初年度の目標を割り込んでいる状況にあります。

死傷者数を業種別にみると、建設業では平成25年9月末日時点で既に対前年同期比で増加に転じており、平成25年10月末日時点では508人となって昨年同期の502人と比べて増加のまま推移しています。

また、本年の建設業における死亡者数は、平成25年11月13日現在で8人となっており、これを事故の型別でみると、足場、屋根からの墜落・踏み抜き災害が3人で最も多く、中さん等の設置があれば、未然に防止できた災害が含まれています。

このような状況を踏まえて、建設業における死傷災害をこれ以上発生させないことを目指して、年末年始労働災害防止緊急対策を実施します。

2 実施期間

平成25年12月1日から平成26年1月31日まで

3 主唱者

福岡労働局及び県下各労働基準監督署

4 実施事項

(1) 福岡労働局

- ア 建設業における年末年始労働災害防止緊急対策実施要綱の周知広報
- イ 建設業事業者を主たる構成員とする事業者団体への協力要請
- ウ 労働局長による安全パトロールの実施
- エ 関係事業者、関係労働者への広報・啓発
- オ 公共工事発注機関との連携
- カ 労働災害防止団体に対する指導・援助
- キ 各種会合等をとらえた周知・啓発

(2) 労働基準監督署

- ア 個別事業場に対する監督指導等の実施
- イ 各種会合等をとらえた周知・啓発
- ウ 労働災害防止団体分会に対する指導・援助

(3) 労働災害防止団体

- ア 安全パトロールの強化

- イ 集団指導、安全衛生教育の実施
- ウ 関係事業者に対する周知及び指導・援助
- (4) 事業者団体
 - ア 会員事業者に対する周知及び指導・援助
- (5) 事業場
 - ア 経営トップによる安全パトロールの実施
 - イ 職場（現場）における緊急安全点検の実施
 - ウ 足場からの墜落・転落災害の防止対策に係る改正労働安全衛生規則に基づく措置（中さん、下さん、幅木等の設置）の徹底
 - エ 移動式クレーン、車両系建設機械等の点検整備及び安全な作業方法の徹底
 - オ 雇入れ時教育、新規入場時教育等、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施